

業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容（案）

我が国における労働災害発生状況は長期的には減少傾向にあり、死亡者数こそ減少しているものの、いまだその水準は低いといえず、第三次産業の労働者数の急速な増加や労働力の高齢化もあって、死傷者数はかつてのような減少は望めない。

また、職業性疾病の発生も後を絶たず、職場で強いストレスを感じる労働者が6割に達し、過労死や精神疾患による労災認定件数も高い水準にあり、働く人々の職場環境は引き続き厳しい状況にあるだけでなく、少子高齢化やこれに伴う就業者数の減少が見込まれる中で、労働者が健康で安全に就労を継続することの重要性が高まっている。

こうした中で、平成30年6月29日に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、労働者の多様な事情に応じた職業生活の充実に対応し、働き方改革を総合的に推進するために必要な施策として、現行の雇用関係の施策に加え、仕事と治療の両立等が新たに規定されることとなった。

さらに、過労死研究の推進とその成果を活用しつつ、労働者の健康確保対策やメンタルヘルス対策等に取り組むことが必要になっているほか、治療と就労の両立への取組を推進することも求められている。

このことも踏まえ、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、職場における労働者の健康及び安全の確保を図るほか、労働者の福祉の増進に寄与することを目的として、独立行政法人として真に担うものに特化し、業務運営の効率性、自立性及び質の向上を図る観点から、以下の方向で見直しを行う。

第1 事務及び事業の見直し

I 研究事業

科学的根拠に基づいた安全衛生施策を推進するためには、諸外国の最新の動向や科学的知見の収集が不可欠である。本法人には、国の労働災害防止計画で示された課題の解決に向けて、労働安全衛生政策決定のエビデンス収集に貢献する役割が期待されている。

1 労働安全衛生施策の企画立案に貢献する研究の重点化

本法人が行う研究は、労働安全衛生総合研究機関として有する高い専門性や膨大な知見と臨床研究機能を活かし、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献するものに重点化して行う。

また、中長期的な課題も含め、安全衛生施策の動向に適切に対応するとともに、今後、現時点では想定していない様々な政策課題が生じた際にも適切に対応できるよう、引き続き、安全衛生施策の基礎となる研究を体系的・継続的に推進する

必要がある。

このことを踏まえ、プロジェクト研究における中長期的なテーマは、社会情勢の変化等も見据え、以下の視点を踏まえて設定する。

- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進の視点
- (2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進の視点
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進の視点
- (4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進の視点
- (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進の視点
- (6) 労働安全衛生施策の企画・立案のエビデンスを収集する研究を体系的・継続的に推進していく視点
- (7) 社会科学系の他の研究機関との連携等による労働分野の総合的な研究を推進する視点

2 労働分野の総合的な研究の推進

- (1) 本法人が有する、労働災害防止に係る基礎・応用研究機能、臨床研究機能、化学物質の有害性の調査機能等について、本法人内のそれぞれの組織が有する強みを活かした協働的な研究を推進する。
- (2) 過労死等に関する研究のように、自然科学的な側面と社会科学的な側面の両者を考慮しながら研究を進めなければ十分な成果が期待できない研究分野については、社会科学系の他の研究機関との連携等の強化を図ることにより労働分野の総合的な研究を推進する。
- (3) 引き続き、客員研究員やフェローの活用を進め、バーチャルな研究組織としての強化も図り、行政や社会のニーズがある多様な研究テーマに対応できるようにする。また、労働安全衛生施策の企画・立案において海外の制度や運用の状況を把握するニーズが高まっていることから、研究者等を海外から招へいするとともに、本法人の研究員の海外派遣を引き続き実施する等により、諸外国の研究に関する知識・経験の取り入れを推進する。併せて、関係業界団体等と連携した、共同研究についても積極的に推進する。

3 厚生労働省の政策担当部門との連携の強化及び PDCA の取組の推進

プロジェクト研究の成果が厚生労働省の政策担当部門に対して政策的なインプリケーションを与え、それに対する厚生労働省の政策担当部門からのフィードバックによって、次の研究の質がさらに高まるという好循環を生み出すことが重要である。

このため、プロジェクト研究については、厚生労働省の政策担当部門において労働災害防止計画との整合性も考慮した研究テーマの大枠を設定することとし、本法人はそれに基づき具体的な研究テーマの設定及び目標を設定し、それに向かって、いつまでにどのような成果を得るのかについて、具体的なロードマップを

作成する。

また、本法人と厚生労働省の政策担当部門との意見交換、ロードマップの進捗状況の検証、政策への貢献度の検証等を通じて、より適切な PDCA の取組を推進する。

4 適切な目標の設定等

中期目標や国が設定したプロジェクト研究に係る研究テーマの大枠に従って、本法人は、労働安全衛生施策の企画・立案のエビデンスを提供するための研究機関に相応しい、より客観的かつ適切な目標や研究テーマ等を設定する。

また、その達成度についても、論文発表数、講演・口頭発表数といった学術面の功績だけでなく、行政施策への反映といった産業現場における労働安全衛生水準の向上への寄与も併せ、引き続き厳格に評価する。

5 国際貢献、海外への発信

労働安全衛生に係る国際的な研究分野に関し、国際機関やその他国際的な枠組みにおいて、引き続き重要な役割を果たす。

また、研究成果については、国際的な安全衛生水準の向上に資するよう、海外への的確な発信に努める。

II 産業保健活動総合支援事業

事業場の状況に応じて、本法人の支援資源（産業保健総合支援センター及びその地域窓口、助成金事業）を適切に選択し、組み合わせることにより、自律的な産業保健活動の実施・定着を目標とした計画的な支援の提供が行われるよう、支援資源の連携を図る。

○産業保健総合支援センター

事業場における自主的な産業保健活動の効果的な実施を図るための、事業者、産業医等に対する研修や相談対応、専門スタッフによる事業場への訪問支援等

○地域窓口

労働者の健康管理対策が未実施・不十分等の小規模事業場に対して、医師等による産業保健サービスの提供、自主的な産業保健活動の実施に向けた支援等

○助成金制度

小規模事業場等における自主的な産業保健活動の実施促進・定着に向けた支援

1 事業者、産業医等の産業保健関係者に対する研修の充実

事業者、産業医等の産業保健関係者に対する研修について、政策及び地域のニーズをより反映したテーマ設定及び重点的实施を図るとともに、産業保健総合支援センターにおいては、都道府県単位の運営協議会（都道府県労働局、都道府県

医師会等）を活用して、研修の実施に関する連携体制、地域の実情に応じた研修テーマの設定等、地域における研修実施計画の策定を行い、効果的・効率的な運営に取り組む。

特に、産業医の資質向上を図るため、より現場ニーズにあった実践力が系統的に獲得できるよう、産業保健総合支援センターにおける産業医に対する研修の内容及び実施体制等の見直しを図る。

また、産業保健分野の保健師の活動を促進するため、関連学会、関連団体と連携して、保健師の育成・活用方策等について検討を行うとともに、産業保健総合支援センターにおいては、保健師の配置を進め、保健師に対する研修等に取り組む。

2 中小企業・小規模事業場の産業保健活動に対する支援の充実

中小企業・小規模事業場の支援ニーズにあった支援が提供できるよう、産業保健総合支援センター及び地域窓口における支援体制の充実を図る。（産業保健総合支援センター：メンタルヘルス促進員、両立支援促進員等、地域窓口：登録産業医、登録保健師等）

地域窓口においては、新規の支援ニーズに対して優先的に資源を配分できるよう、支援提供対象事業場の更新等、状況に応じた運用の見直しを行う。

また、中小企業・小規模事業場の自主的な産業保健活動を促進させる観点から、本部において運営する助成金制度について、ニーズに対応した内容の充実を図るとともに、その活用促進に向けた運用の見直しを図る。

併せて、産業医の現場における活動の実践をサポートするため、相談体制の整備を行うとともに、産業保健総合支援センターの地域窓口においては、各地域の運営協議会（地域医師会、登録産業医、事業者団体、労働基準監督署等）を活用して、地域の産業医のネットワークの構築、アドバイザーとなる産業医の配置を行い、産業医の実地教育や実務的な支援等に取り組む。

また、産業医の選任義務のない小規模事業場における産業保健の取組を促進するため、地域窓口において、登録産業医に対するバックアップ体制の整備等を目的とした労災病院や地域の医療機関との連携・協力関係を構築する。

3 産業保健活動総合支援事業の利用促進

産業保健活動総合支援事業の認知度向上及び利用促進を図るため、本格的な市場調査を行い、マーケティングに基づいたプロモーションを検討するなどし、戦略的な周知・広報を実施する。

Ⅲ 治療と就労の両立支援事業

本法人は、治療と就労の両立支援の医療機関における実践のノウハウ・情報を有する専門機関として、一般医療機関における取組をリードしていく役割が期待され

ている。

また、本法人は、企業における産業保健活動の取組への支援を担う産業保健活動総合支援事業を有しており、これらの両事業を一体的に取り組むことが求められている。

治療と就労の両立支援の医療機関、企業における取組の普及促進を効果的に図るため、本法人においては、治療就労両立支援モデル事業の成果等を含め、産業保健総合支援センターを通じて広く企業等に対する周知に取り組むとともに、一般医療機関に対する周知の展開の方法について検討を行う必要がある。

1 治療就労両立支援モデル事業の推進

治療就労両立支援センターにおいて平成 26 年度から 4 疾病を対象として実施してきたモデル事業について、体制整備を図りながらその対象分野を拡大し、特定の疾病に限定せずに職場復帰や治療と就労の両立支援の実践を行う。

両立支援の実践により収集した事例は、新たに構築する両立支援データベースを活用して分析を行い、両立支援に資する医療提供の在り方について検討を行う。

医療機関向けマニュアル（平成 29 年に 4 疾病について作成）の充実を図り、医療機関等への普及に取り組む。

2 人材育成の推進

本法人において、「両立支援コーディネーター」の養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、「両立支援コーディネーター」のさらなる実践能力の向上のための応用研修の内容の充実を図る。研修の実施に当たり、本法人は、労災病院における医療機関のコーディネーターの養成に関するノウハウや人材の活用を図る。

また、事業者、産業医等の産業保健関係者に対する両立支援ガイドライン及び企業・医療機関連携マニュアルの研修を着実に実施する。

3 産業保健総合支援センター及び地域窓口と地域資源との連携

産業保健総合支援センターにおいて、地域の医療機関との連携・協力関係を構築し、医療機関における企業と連携した両立支援の取組の周知及び具体的実施への支援を行う。

IV 労災病院・専門センター事業

労災病院は、疾病の予防から職場復帰等までを行う勤労者医療の中核的な拠点としての役割を担う必要があるとともに、地域医療への貢献が求められている。

また、専門センターは、せき髄損傷等の重度被災労働者に対する職業・社会復帰を支援する機関として、高度・専門的な医療及びリハビリテーションの提供等を担う必要がある。

1 勤労者医療の推進

労災病院は、疾病の予防、治療、職場復帰、治療と就労の両立支援等の総合的な取り組み（勤労者医療）を地域・職域保健との密接な連携のもと先導的に実践し、その具体的成果を他の医療機関にも効果的に普及することを通じて、勤労者医療を推進する。

また、石綿やじん肺等、労災病院においてこれまで蓄積された医学的知見をもとにした研究成果を適切に行政機関と共有すること等により、労働安全衛生行政及び労災補償行政の的確な推進に資する。

2 地域医療への貢献

都道府県が策定する地域医療構想等も勘案し、労災病院の役割や機能を分析・検証した上で、効果的な地域医療連携を推進する。

また、労災病院において、紹介患者の受入れなど地域の医療機関等との連携を強化する等により、地域医療を支援する。

3 重度被災労働者に対する職業・社会復帰の支援

四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺、外傷によるせき髄障害等の重度被災労働者に対する高度・専門的な医療を提供するとともに、職場復帰を見据えた入院時からの医療機関の継続的な支援方法等に関する研究を引き続き推進し、その成果の普及を図る。

また、職場復帰に必要なリハビリテーション技術及び自立支援機器などの新たな医療技術等の開発及び普及を推進する。

第2 組織の見直し

重要な労働政策課題に対応したより質の高い成果を生み出すため、引き続き優秀な人材の確保・育成を図りつつ、統合によるスケールメリットを生かした効率的かつ効果的な組織運営を実施するとともに、ニーズの多様化等の変化に積極的に対応し得るよう、柔軟な組織運営を図る。

第3 業務全般に関する見直し

I 業務運営の効率化

長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等、働く人々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を推進するため、業務の効率化等に向けた取組を実施する。

また、本法人の給与水準について、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮し、国民の理解と納得が得られる適正な水準となるよう、併せて、本法人の職員の評

価方法について、客観性の高い評価の仕組みとなるよう、引き続き人事給与制度の見直しを行う。

Ⅱ 内部統制の強化

内部統制システムの体制整備を図るとともに、中期計画・年度計画の進捗状況について点検・検証等の自己評価を行い、理事長のリーダーシップに基づくPDCAを適切に実施する。

Ⅲ 労災病院の経営改善

本法人が設置している労災病院は、各病院が政策上及び地域医療においてそれぞれ重要な使命を担っていることから、安定的な病院運営を図ることが重要である。そのため、医療サービスの質の向上を図る等の取組を行うことはもとより、医師の確保、適切な人員配置、人件費の見直し等が不可欠であり、その他病床利用率等の指標により病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の増加に努める。

また、高額医療機器等の共同購入等、国病機構等の公的医療機関と連携を引き続き行い、労災病院の経営改善を図る。

Ⅳ 情報セキュリティの強化

情報セキュリティ対策については、各種規程の整備、研修・教育の実施によるこれらの規程の遵守の徹底に努めてきたところであるが、引き続きハード及びソフトの両面での不断の見直しと、役職員の高い意識を保持するための適時・適切な研修を継続する等により、組織的対応能力の強化に努める。